

2025年9月29日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) 株式会社 GCI アセット・マネジメント
(代表者) 代表取締役 CEO 兼社長 山内 英貴

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

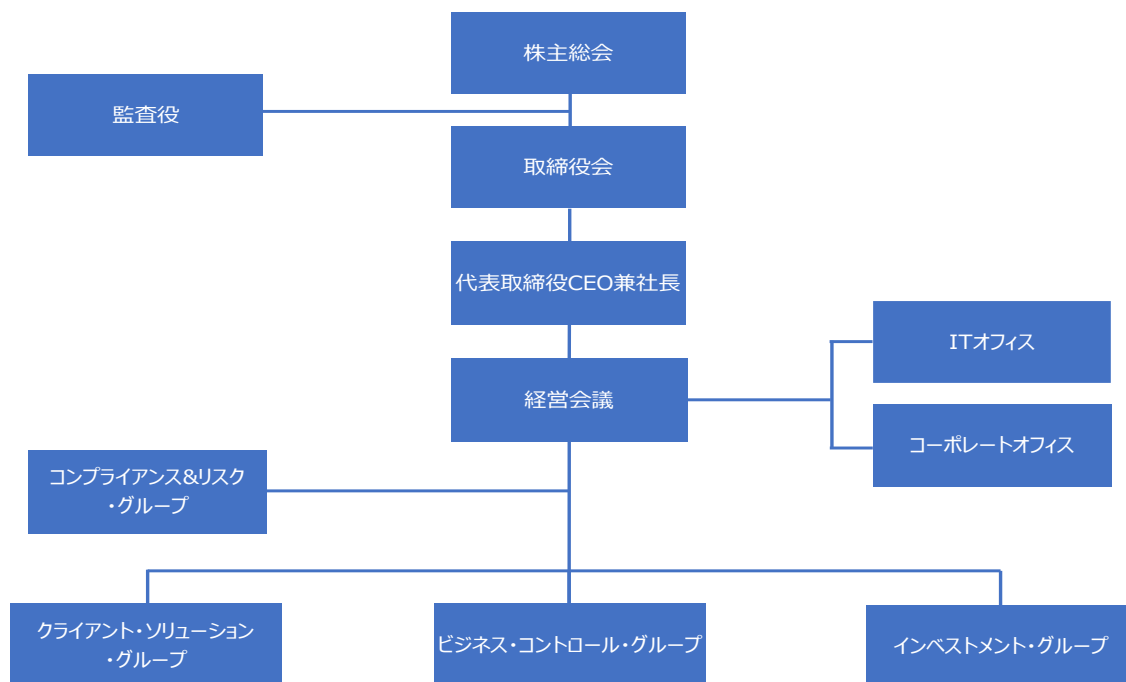
(1) 資本金の額 (2025年8月末現在)

- ① 資本金の額： 1億円
- ② 発行可能株式総数*： 100,000株
(普通株式 上限80,000株、A種類株式 上限20,000株)
- ③ 発行済株式総数： 46,172株
(普通株式 30,772株、A種類株式 15,400株)
- ④ 最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

※種類株式の発行が可能

(2) 委託会社等の機構 (2025年8月末現在)

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。



当社の組織は、上記のとおり、株主総会、監査役、取締役会、代表取締役CEO、代表取締役社長、経営会議、以下6の業務グループにより構成されています。

取締役会は、3名の取締役から構成されており、1名の社外監査役が出席し、会社の業務執行を決定し取締役による職務の執行を監督するため、原則として月次で開催されますが、必要に応じて随時開催されます。

代表取締役CEOは、会社を代表して対外事項を処理するとともに、会社経営の全般を総轄し、取締役会を招集してその議長として主宰し、重要事項の決定を行います。代表取締役社長は、会社を代表して対外事項を処理するとともに、取締役会の決定に基づき業務の執行を統括します。

経営会議は、常勤取締役および執行役員等から構成されており、経営に関する重要事項を協議するとともに、代表取締役社長の統括の下で業務の執行の全般的な統制を行います。

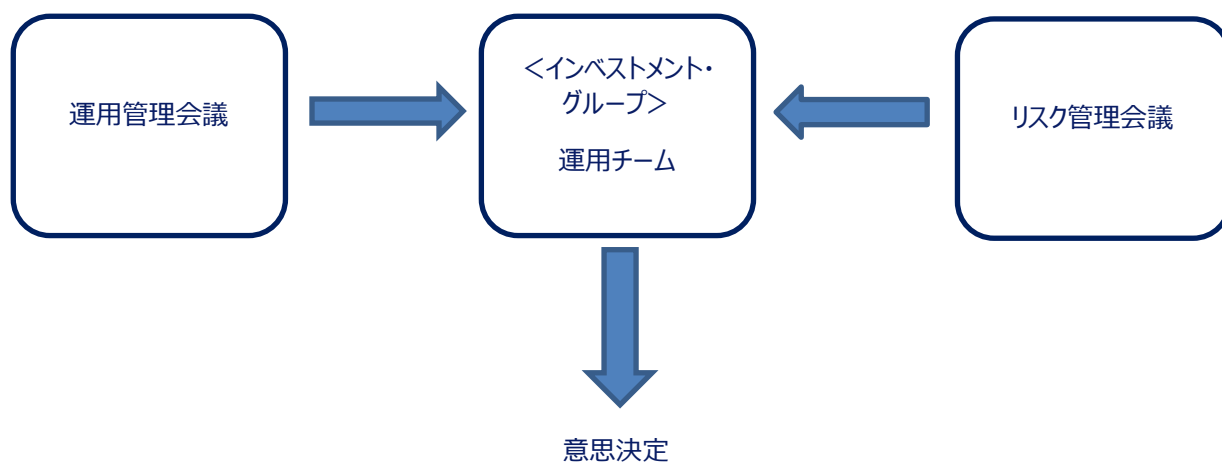
6グループは、投資運用・助言の意思判断と各種調査、投資運用・助言の意思決定を支援する定量モデルの開発その他パフォーマンスの分析・評価等を行うインベストメント・グループ、投資運用・助言業務に係る営業活動と営業企画全般、顧客対応窓口全般、顧客説明資料・広報資料等の作成、販売会社その他販売チャネルとの連携等に関する業務を行うクライアント・ソリューション・グループ、運用スキーム等の開発・組成と各種調査および外部パートナーとの折衝等、投資信託の法定書面作成と届出、営業活動ならびに既存顧客の対応および管理の支援その他一任契約資産・外国籍ファンド・投資信託の運用管理等に関する業務を行うビジネス・コントロール・グループ、関連法令・諸規則および運用ガイドライン等の遵守の確保に向けた業務、運用リスクの分析・モニタリング報告その他リスク管理全般の統括、契約審査等の法務および内部監査に関する業務を行うコンプライアンス&リスク・グループ、システム対応およびシステムリスク・情報管理に関する業務を行うITオフィス、組織運営、人事労務、財務経理および総務に関する業務を行うコーポレートオフィスにより構成されています。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定はインベストメント・グループが行います。

意思決定にあたっては、運用管理会議におけるパフォーマンスの分析・評価ならびにリスク

管理会議によるリスク管理および適時・適切な意見が反映されることとなっており、各方面からの牽制機能が働いています。



2. 事業の内容及び営業の概況

(1) 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業務を行っています。

(2) 委託会社の運用するファンド

2025年8月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	2	5,915,949,333
追加型株式投資信託	30	111,133,183,258
合計	32	117,049,132,591

3. 委託会社等の経理状況

(1) 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第27期事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の中間財務諸表(2025年1月1日から2025年6月30日まで)について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表等

1 財務諸表
(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年12月31日現在)		当事業年度 (2024年12月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金・預金			591,707		701,914
2 前払金			31		124
3 前払費用			9,932		9,710
4 未収入金			586		13,056
5 未収委託者報酬			323,481		216,488
6 未収運用受託報酬			58,955		56,269
7 関係会社未収金			18,246		46,601
8 未収収益			4,435		10,863
流動資産合計			1,007,377		1,055,028
II 固定資産					
1 有形固定資産			6,751		6,333
(1) 建物附属設備	※1	5,336		4,909	
(2) 器具備品	※1	1,415		1,424	
2 無形固定資産			333		—
(1) ソフトウェア		333		—	
3 投資その他の資産			183,082		183,497
(1) 関係会社株式		140,519		140,519	
(2) 長期差入保証金		34,620		33,900	
(3) 保険積立金		7,942		9,077	
固定資産合計			190,167		189,831
資産合計			1,197,544		1,244,859

		前事業年度 (2023年12月31日現在)		当事業年度 (2024年12月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 預り金			63,928		64,000
2 未払金			112,700		97,352
3 関係会社未払金			43,663		41,923
4 未払費用	※ 2		139,509		81,270
5 契約負債			—		825
6 未払法人税等			290		290
7 未払消費税等			1,466		6,230
流動負債合計			361,558		291,891
負債合計			361,558		291,891
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			100,000		100,000
2 資本剰余金			234,067		234,067
(1) 資本準備金		125,000		125,000	
(2) その他資本剰余金		109,067		109,067	
3 利益剰余金			547,191		664,173
(1) 利益準備金			127		127
(2) その他利益剰余金			547,064		664,046
繰越利益剰余金			547,064		664,046
4 自己株式			△45,273		△45,273
株主資本合計			835,985		952,967
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			—		—
評価・換算差額等合計			—		—
純資産合計			835,985		952,967
負債・純資産合計			1,197,544		1,244,859

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
I 営業収益					
1 委託者報酬			1,203,361		892,516
2 運用受託報酬			173,827		187,831
3 投資助言報酬			13,942		28,304
4 業務受託収入	※1		154,410		121,209
営業収益合計			1,545,542		1,229,861
II 営業費用					
1 支払手数料	※1		628,111		442,532
2 広告宣伝費			2,655		1,914
3 調査費			60,212		66,348
(1) 調査費		59,732		65,873	
(2) 図書費		479		475	
4 委託計算費			43,990		35,263
5 営業雑経費			8,389		13,096
(1) 通信費		3,750		3,751	
(2) 協会費		1,846		1,675	
(3) 諸会費		772		831	
(4) 諸経費		2,019		2,237	
(5) その他		—		4,600	
営業費用合計			743,358		559,155
III 一般管理費					
1 給料			739,995		682,780
(1) 役員報酬		47,573		39,473	
(2) 給料・手当		468,065		455,763	
(3) 従業員賞与		127,161		94,003	
(4) 法定福利費		72,583		66,916	
(5) 福利厚生費		24,611		26,623	
2 交際費			15,193		12,956
3 旅費交通費			16,420		19,220
4 租税公課			259		165
5 不動産賃借料			36,120		36,115
6 固定資産減価償却費			2,748		1,507
7 業務委託費	※1		149,226		156,731
8 諸経費			16,401		16,534
一般管理費合計			976,365		926,013
営業利益又は営業損失(△)			△174,181		△255,306

		前事業年度 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
IV 営業外収益	※ 1				
1 受取配当金			213,037		410,813
2 受取利息			5		40
3 為替差益			2,972		—
4 雑収入			303		99
営業外収益合計			216,318		410,953
V 営業外費用					
1 為替差損			—		829
2 雑損失			2,817		—
営業外費用合計			2,817		829
経常利益又は経常損失 (△)	※ 2		39,319		154,817
VI 特別利益					
特別利益合計			—		—
VII 特別損失					
1 投資有価証券償還損			14,665		—
2 役員退職慰労金			100,500		—
特別損失合計			115,165		—
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失 (△)			△75,846		154,817
法人税、住民税及び事業税			290		290
当期純利益 又は当期純損失 (△)			△76,136		154,527

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度
(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位：千円)

		株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰 余金 繰越利益剰余 金	利益剰余金 合計					
当期首残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	761,808	761,936	－	1,096,003	△5,690	△5,690	1,090,313
当期変動額												
当期純損失（△）	－	－	－	－	－	△76,136	△76,136	－	△76,136	－	－	△76,136
剰余金の配当（△）	－	－	－	－	－	△138,608	△138,608	－	△138,608	－	－	△138,608
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△175,628	△175,628	－	－	△175,628
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－	130,355	130,355	－	－	130,355
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,690	5,690	5,690
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△214,744	△214,744	△45,273	△260,017	5,690	5,690	△254,327
当期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	547,064	547,191	△45,273	835,985	－	－	835,985

当事業年度
(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位：千円)

		株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計					
						繰越利益剰余 金						
当期首残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	547,064	547,191	△45,273	835,985	—	—	835,985
当期変動額												
当期純利益	—	—	—	—	—	154,527	154,527	—	154,527	—	—	154,527
剰余金の配当(△)	—	—	—	—	—	△37,545	△37,545	—	△37,545	—	—	△37,545
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	116,982	116,982	—	116,982	—	—	116,982
当期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	664,046	664,173	△45,273	952,967	—	—	952,967

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2021年8月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 4～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。なお、当事業年度は貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、業務受託収入を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、投資助言サービスを提供し、主に当該ファンドの契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年2回、もしくは年1回受取ります。

す。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) 業務受託収入

業務受託収入は、業務受託契約に基づき、GCI Asset Management, HK Limitedに対象ファンドの事務サービスを提供し、当該ファンドのGCI Asset Management, HK Limitedで発生した収益に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、ファンドの運用期間にわたり収益として認識しております。

(5) 成功報酬

成功報酬は、当社が運用するファンドについて、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。当該報酬は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当事業年度の財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものが識別されなかったため記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当事業年度の財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものが識別されなかったため記載を省略しております。

注記事項
(貸借対照表関係)

前事業年度 (2023年12月31日現在)	当事業年度 (2024年12月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 1,030千円 器具備品 6,345千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 33,778千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 1,457千円 器具備品 5,543千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 10,238千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次の通りであります。 業務受託収入 154,410千円 支払手数料 150,317千円 業務委託費 3,600千円 受取配当金 213,037千円 ※2 役員退職慰労金(特別損失) 100,500千円 当社は、2023年3月27日開催の第24期定時株主総会の決議に基づき、退任取締役に対し、在任中の労に報いるため、役員退職慰労金100,500千円を贈呈することを決議いたしました。これにより、当事業年度において、役員退職慰労金100,500千円を特別損失として計上いたしました。	※1 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次の通りであります。 業務受託収入 121,209千円 支払手数料 132,215千円 業務委託費 3,600千円 受取配当金 410,813千円 ※2 該当はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	46,172株	—	15,400株(注) 2	30,772株
A種類株式	—	15,400株(注) 2	—	15,400株
合計	46,172株	15,400株	15,400株	46,172株
自己株式				
普通株式	—	6,750株(注) 1	6,750株(注) 2	—
A種類株式	—	6,750株(注) 2	5,010株(注) 3	1,740株
合計	—	13,500株	11,760株	1,740株

(注) 1. 普通株式(自己株式)の増加6,750株は、既存株主からの買取による増加であります。

2. 発行済株式について、普通株式からA種類株式への転換により、15,400株の普通株式が減少し、同数のA種類株式が増加しております。

また、そのうち6,750株について、自己株式としての保有分であり、同数の普通株式(自己株式)が減少し、同数のA種類株式(自己株式)が増加しております。

3. A種類株式(自己株式)の減少5,010株は、第三者割当による処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	138,608	利益剰余金	3,002	2022年12月31日	2023年3月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	30,772株	—	—	30,772株
A種類株式	15,400株	—	—	15,400株
合計	46,172株	—	—	46,172株
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種類株式	1,740株	—	—	1,740株
合計	1,740株	—	—	1,740株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月25日 定時株主総会	普通株式及び A種類株式	37,545	利益剰余金	845	2023年12月31日	2024年3月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド（投資信託を含む）組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益に係る未収収益は、年金投資一任及び外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬並びに投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク管理会議において運用リスクを監視すること等により適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収運用受託報酬は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をビジネス・コントロール・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2023年12月31日現在）

2023年12月31日における現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等の金融商品の時価については、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度（2024年12月31日現在）

2024年12月31日における現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等の金融商品の時価については、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年12月31日現在）

該当はありません。

当事業年度（2024年12月31日現在）

該当はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年12月31日現在）

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2024年12月31日現在）

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 109,390 千円、関連会社株式 31,129 千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 109,390 千円、関連会社株式 31,129 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2023年12月31日現在）

該当はありません。

当事業年度（2024年12月31日現在）

該当はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) その他有価証券			
① 投資信託	85,334	—	14,665
合計	85,334	—	14,665

(注) 上表の投資信託の「売却額」は「償還額」であります。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	584	826
繰越欠損金	254,927	332,841
その他	5,126	4,541
繰延税金資産小計	260,637	338,208
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△254,927	△332,841
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,710	△5,367
評価性引当額小計(注)1	△260,637	△338,208
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(注) 1 評価性引当額が77,571千円増加しております。この増加の主な要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものです。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	13,422	—	241,504	254,927
評価性引当額	—	—	—	△13,422	—	△241,504	△254,927
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2024年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	13,422	—	115,588	203,830	332,841
評価性引当額	—	—	△13,422	—	△115,588	△203,830	△332,841
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	33.6%	33.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	△3.2%	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	89.8%	△84.8%
住民税均等割	△0.4%	0.2%
外国子会社合算税制	△0.8%	—
評価性引当額の増減額	△119.5%	50.1%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.4%	0.2%

(持分法損益等)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 関連会社に関する事項 (単位：千円)

関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	294,261
持分法を適用した場合の投資利益の金額	255,499

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 関連会社に関する事項 (単位：千円)

関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	459,655
持分法を適用した場合の投資利益の金額	438,738

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日)

委託者報酬	1,083,834	千円
運用受託報酬	173,827	
投資助言報酬	13,942	
業務受託収入	154,410	
成功報酬 (注)	119,526	
合計	1,545,542	

(注) 成功報酬は、当事業年度の損益計算書において委託者報酬にかかる119,526千円を表示しております。

当事業年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)

委託者報酬	856,780	千円
運用受託報酬	187,831	
投資助言報酬	28,304	
業務受託収入	121,209	
成功報酬 (注)	35,736	
合計	1,229,861	

(注) 成功報酬は、当事業年度の損益計算書において委託者報酬にかかる35,736千円を表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 5 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	604,820千円	405,118千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	405,118千円	330,222千円
契約負債 (期首残高)	－千円	－千円
契約負債 (期末残高)	－千円	825千円

(注) 契約負債は、顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	香港	ケイマン	合計
1,368,549	154,410	22,582	1,545,542

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
マルチアセット・ストラテジーファンド クラスA（適格機関投資家専用）	179,708

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	香港	ケイマン	合計
1,086,178	121,209	22,474	1,229,861

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
GCIダイナミック・リスクアロケーションファンドタイプⅡ クラスA (適格機関投資家専用)	124,853

(関連当事者との取引)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 GCIキャピタル	東京都 千代田区	40,510 (千円)	自己投 資、運用 リサーチ	(被所有) 直接 100%(*1)	役員の兼任	—	—	—	—

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	GCI Asset Management, HK Limited	香港	1,000 (千米ド ル)	投資運用 業	(所有) 直接 100%	業務委託	業務受託収入 (*2)	154,410	関係会社 未収金	18,246
							助言報酬(*3)	68,037	関係会社 未払金	43,663
関連 会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250 (千シン ガポール ドル)	投資運用 業	(所有) 直接 34%	業務委託	業務代行手数料(*4)	82,279	未払費用	33,778

(3) 兄弟会社等

該当はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びそ の近親者が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社	一般社団法人 京都ラボ	京都府 京都市	—	資産運用 に関する 研究開発	—(*1)	役員の兼任	投資運用リサーチ 等に関する業 務の委託(*5)	3,600	—	—
							自己株式の取 得(*1)	175,628	—	—

- (注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 議決権の所有割合は、議決権を有している優先株式を含めて算出しております。
- 3 当社代表取締役役山内英貴は、一般社団法人京都ラボ（以下、「京都ラボ」という）の代表を兼務しており、京都ラボの議決権の半数を所有しています。
- また、京都ラボの残りの半数の議決権を所有する株式会社GCIキャピタルの議決権の100%を当社代表取締役山内英貴が所有していることを考慮し、京都ラボと当社の取引を開示対象に含めております。
- 4 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (*1) 自己株式の取得については、2023年3月27日の株主総会の決議に基づき、当社普通株式6,750株を

1株あたり26,019円で一般社団法人京都ラボより取得しています。取得価格については、独立した第三者機関による株価算定の結果を参考に決定しております。なお、議決権等の所有（被所有）割合の異動については、一般社団法人京都ラボが保有していた普通株式をA種類株式に転換し、無議決権化したことによるものです。これにより、一般社団法人京都ラボの議決権比率は0%となり、株式会社GCIキャピタルの議決権比率は100%となっております。

(*2) 業務受託収入については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

(*3) 助言報酬については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

(*4) 業務代行手数料については、市場価格を参考に関連会社との協議のうえ決定しております。

(*5) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に親会社との協議のうえ決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社GCIキャピタル（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(千円)

Caygan Capital Pte. Ltd.

流動資産合計	947,074
固定資産合計	96,005
流動負債合計	177,606
固定負債合計	—
純資産合計	865,473
売上高	1,526,140
税引前当期純利益	895,287
当期純利益	751,468

当事業年度（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	株式会社 GCIキャピタル	東京都 千代田区	40,510 （千円）	自己投 資、運用 リサーチ	（被所有） 直接 100%	役員の兼任	—	—	—	—

（2）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	GCI Asset Management, HK Limited	香港	1,000 （千米ド ル）	投資運用 業	（所有） 直接 100%	業務委託	業務受託収入 (*1)	121,209	関係会社 未収金	46,601
							助言報酬(*2)	73,420	関係会社 未払金	41,923
関連 会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250 （千シン ガポール ドル）	投資運用 業	（所有） 直接 34%	業務委託	業務代行手数料 (*3)	58,795	未払費用	10,238

（3）兄弟会社等

該当はありません。

（4）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	一般社団法人 京都ラボ	京都府 京都市	—	資産運用 に関する 研究開発	—	役員の兼任	投資運用リサーチ 等に関する業 務の委託(*4)	3,600	—	—

- （注）1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 議決権の所有割合は、議決権を有している優先株式を含めて算出しております。
- 3 当社代表取締役山内英貴は、一般社団法人京都ラボ（以下、「京都ラボ」という）の代表を兼務しており、京都ラボの議決権の半数を所有しています。
- また、京都ラボの残りの半数の議決権を所有する株式会社GCIキャピタルの議決権の100%を当社代表取締役山内英貴が所有していることを考慮し、京都ラボと当社の取引を開示対象に含めております。
- 4 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (*1) 業務受託収入については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。
- (*2) 助言報酬については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

(*3) 業務代行手数料については、市場価格を参考に関連会社との協議のうえ決定しております。

(*4) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に親会社との協議のうえ決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社GCIキャピタル（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd. であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(千円)

Caygan Capital Pte. Ltd.

流動資産合計	1,560,046
固定資産合計	81,562
流動負債合計	289,682
固定負債合計	—
純資産合計	1,351,926
売上高	2,323,002
税引前当期純利益	1,535,111
当期純利益	1,290,408

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
1株当たり純資産額	18,814円95銭	1株当たり純資産額	21,447円78銭
1株当たり当期純損失	1,697円87銭	1株当たり当期純利益	3,477円83銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 835,985千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当事業年度末の純資産額 835,985千円 発行済株式数 46,172株 自己株式数 1,740株 普通株式及び普通株式と同等の株式の 当事業年度末株式数 44,432株 (うちA種類株式数 13,660株)		1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 952,967千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当事業年度末の純資産額 952,967千円 発行済株式数 46,172株 自己株式数 1,740株 普通株式及び普通株式と同等の株式の 当事業年度末株式数 44,432株 (うちA種類株式数 13,660株)	
1株当たり当期純損失の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 76,136千円 普通株式以外に帰属する当期純損失 該当事項はありません。 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純損失 76,136千円 普通株式及び普通株式と同等の株式の 当期中平均株式数 44,841.97株 (うち期中平均A種類株式数 10,441.48株)		1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 154,527千円 普通株式以外に帰属する当期純損失 該当事項はありません。 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純利益 154,527千円 普通株式及び普通株式と同等の株式の 当期中平均株式数 44,432株 (うち期中平均A種類株式数 13,660株)	

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当はありません。

2 中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

		当中間会計期間 (2025年6月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金・預金			868,039
2 前払費用			13,853
3 立替金			444
4 未収入金			690
5 関係会社未収金			19,883
6 未収委託者報酬			213,206
7 未収運用受託報酬			45,694
8 未収収益			10,116
流動資産合計			1,171,930
II 固定資産			
1 有形固定資産			5,871
(1) 建物附属設備	※1	4,696	
(2) 器具備品	※1	1,175	
2 投資その他の資産			186,737
(1) 関係会社株式		140,519	
(2) 保険積立金		9,077	
(3) 長期差入保証金		37,140	
固定資産合計			192,609
資産合計			1,364,539

		当中間会計期間 (2025年 6 月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
I 流動負債			
1 預り金			19,531
2 未払金			36,286
3 関係会社未払金			14,925
4 未払費用			70,371
5 未払法人税等			145
6 未払消費税等			6,253
7 賞与引当金			59,000
流動負債合計			206,511
II 固定負債			
固定負債合計			—
負債合計			206,511
(純資産の部)			
I 株主資本			
1 資本金			100,000
2 資本剰余金			234,067
(1) 資本準備金		125,000	
(2) その他資本剰余金		109,067	
3 利益剰余金			883,437
(1) 利益準備金		127	
(2) その他利益剰余金		883,310	
繰越利益剰余金		883,310	
4 自己株式			△59,476
株主資本合計			1,158,027
II 評価・換算差額等			
評価・換算差額等合計			—
純資産合計			1,158,027
負債・純資産合計			1,364,539

(2) 【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
I 営業収益			
1 委託者報酬			335,740
2 運用受託報酬			81,274
3 投資助言報酬			17,436
4 業務受託収入			35,037
5 その他営業収益			56
営業収益合計			469,545
II 営業費用			
1 支払手数料			147,633
2 広告宣伝費			1,501
3 調査費			34,338
(1) 調査費		34,196	
(2) 図書費		141	
4 委託計算費			14,140
5 営業雑経費			8,295
(1) 通信費		1,924	
(2) 協会費		771	
(3) 諸会費		423	
(4) 諸経費		1,542	
(5) その他		3,634	
営業費用合計			205,908
III 一般管理費			
1 給料			338,587
(1) 役員報酬		19,736	
(2) 給料・手当		220,223	
(3) 賞与引当金繰入額		59,000	
(4) 法定福利費		26,734	
(5) 福利厚生費		12,893	
2 交際費			7,316
3 寄付金			1,000
4 旅費交通費			12,599
5 租税公課			167
6 不動産賃借料			18,055
7 固定資産減価償却費	※1		462
8 業務委託費			74,682
9 諸経費			11,982
一般管理費合計			464,854
営業損失			201,217

		当中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
IV 営業外収益			
1 受取配当金			485,552
2 受取利息			307
3 雑収入			153
営業外収益合計			486,013
V 営業外費用			
1 為替差損			469
営業外費用合計			469
経常利益			284,326
VI 特別利益			
特別利益合計			—
VII 特別損失			
特別損失合計			—
税引前中間純利益			284,326
法人税、住民税及び事業税			192
中間純利益			284,134

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間
(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

(単位：千円)

		株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計					
						繰越利益剰余 金						
当期首残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	664,046	664,173	△45,273	952,967	—	—	952,967
当中間期変動額												
中間純利益	—	—	—	—	—	284,134	284,134	—	284,134	—	—	284,134
剰余金の配当(△)	—	—	—	—	—	△64,870	△64,870	—	△64,870	—	—	△64,870
自己株式の取得								△14,203	△14,203			△14,203
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	219,263	219,263	△14,203	205,059	—	—	205,059
当中間期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	883,310	883,437	△59,476	1,158,027	—	—	1,158,027

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2021年8月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 4～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。なお、当中間会計期間は貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、業務受託収入を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、投資助言サービスを提供し、主に当該ファンドの契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) 業務受託収入

業務受託収入は、業務受託契約に基づき、GCI Asset Management, HK Limitedに対象ファンドの事務サービスを提供し、当該ファンドのGCI Asset Management, HK Limitedで発生した収益に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、ファンドの運用期間にわたり収益として認識しております。

(5) 成功報酬

成功報酬は、当社が運用するファンドについて、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。当該報酬は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2025年6月30日現在)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	1,670千円
器具備品	5,792千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
※1. 減価償却実施額	
有形固定資産	462千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式	30,772株	—	—	30,772株
A種類株式	15,400株	—	—	15,400株
合計	46,172株	—	—	46,172株
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種類株式	1,740株	450株(注)1	—	2,190株
合計	1,740株	450株	—	2,190株

(注) 1. A種類株式(自己株式)の増加450株は、既存株主からの買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月24日 定時株主総会	普通株式及び A種類株式	64,870	利益剰余金	1,460	2024年12月31日	2025年3月24日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

当中間会計期間（2025年6月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等の金融商品の時価については、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当ありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、関係会社未収金等は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（2025年6月30日現在）

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 109,390 千円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 31,129 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 関連会社に関する事項

(単位：千円)

関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	86,917
持分法を適用した場合の投資利益の金額	30,396

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日	
委託者報酬	326,919	千円
運用受託報酬	81,274	
投資助言報酬	17,436	
業務受託収入	35,037	
その他営業収益	56	
成功報酬（注）	8,820	
合計	469,545	

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬にかかるもの8,820千円を表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 5 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債

	自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	330,222千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	288,902千円
契約負債（期首残高）	825千円
契約負債（期末残高）	一千円

契約負債は、顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当中間会計期間に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、825千円であります。なお、当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	香港	ケイマン	合計
427,261	35,037	7,246	469,545

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
GCIダイナミック・リスクアロケーションファンドタイプⅡ クラスA（適格機関投資家専用）	55,660

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
1株当たり純資産額	26,329円58銭
1株当たり中間純利益	6,427円90銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎 中間貸借対照表の純資産の部の合計額 1,158,027千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 中間期末の純資産額 1,158,027千円 発行済株式数 46,172株 自己株式数 2,190株 普通株式及び普通株式と同等の株式の 中間期末株式数 43,982株 (うちA種類株式数 13,210株) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎 中間損益計算書上の中間純利益 284,134千円 普通株式以外に帰属する中間純利益 該当事項はありません。 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 中間純利益 284,134千円 普通株式及び普通株式と同等の株式の 期中平均株式数 44,203.27株 (うち期中平均A種類株式数 13,431.27株)	

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

当社は、2025年7月1日付にて、以下のとおり借入極度額設定約定書を締結いたしました。

資金使途	運転資金
借入先	株式会社 GCI キャピタル
契約日	2025年7月1日
契約期間	2025年7月1日から2026年6月30日
借入極度額	200,000千円
借入利率	年1.25%
担保	無し

公開日 2025年 9 月 29 日

作成基準日 2025年 9 月 12 日

本店所在地 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号
お問い合わせ先 リーガル&コンプライアンス・グループ

独立監査人の監査報告書

2025年3月14日

株式会社G C I アセット・マネジメント

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 水 永 真 太 郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社G C I アセット・マネジメントの2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G C I アセット・マネジメントの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月12日

株式会社G C I アセット・マネジメント

取締役会 御中

EY 新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真 太 郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社G C I アセット・マネジメントの2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社G C I アセット・マネジメントの2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。